

第I章

プランの基本的な考え方



プラン策定の趣旨

国では、少子高齢化の進行や核家族化の進展など、社会経済情勢の大きな変化に対応するために、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を最重要課題として取り組んでいます。

また、日本国憲法にうたわれている、男女平等の実現に向けてもさまざまな法律や制度の整備が図られてきました。

しかしながら、現実には人々の意識や行動、社会生活において、「男だから」「女だから」という理由で家庭や社会での役割や立場を限定されてしまったり、その生き方さえも左右されてしまう場合があります。

このプランは、こうした現状を踏まえ、真の男女平等と、男女共同参画社会の実現に向けて、計画的に当町の男女共同参画を推進していくために策定するものです。



プランの視点

男女共同参画社会の形成を推進していくには、学校・職場・家庭・地域など、社会のあらゆる分野において、無意識のうちに、人々の意識や行動、社会制度や慣行の中に深く入り込んでいる“社会的に作られた性別(ジェンダー)”を見直していく視点が必要です。



プランの性格

この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、住民の意見や提言を生かし、施策や課題を明らかにし、住民と行政が一体となって地域づくりを行っていく指針となるものです。

この計画は、住民の男女共同参画に関するアンケート調査結果のほか、住民による策定委員会での意見や提案を集約し、反映しています。

この計画は、「全ての住民が、男女共同参画に関する理解を深めること」に重点を置いています。



計画期間

この計画では、平成18年度から平成22年度までの5年間を計画期間として男女共同参画の推進を図るものとします。ただし、社会情勢や基本計画の進捗状況などに対応して適切な見直しや改善を図っていきます。



基本理念

～人権の尊重とあらゆる活動への男女共同参画～

日本国憲法には基本原理として性差別をはじめとするあらゆる差別を否定し、国民が自由で平和な生活を営む“基本的人権の尊重”がうたわれています。吉田町では、全ての住民が、お互いの人権を尊重し、思いやりの心を持ち、心身ともに健康に暮らせるまちづくりを目指します。

また、男女共同参画社会を実現することで、男女が平等に家庭生活や社会活動へ参画し、よろこびと責任を分かち合うことが、地域の活性化に必要であると考えます。

吉田町男女共同参画プランは、「人権の尊重」と「あらゆる活動への男女共同参画」を基本理念とします。

